

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 （ 局 ） 御中

厚 生 労 働 省 医 薬 局
監視指導・麻薬対策課

Δ9-THC が残留限度値を超えていることが判明した製品の取扱いについて

令和 6 年 12 月 12 日に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）が施行され、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 283 号）第 2 条の規定による改正後の麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）第 2 条において、Δ9-THC については区分ごとに濫用による保健衛生上の危害が発生しない量（以下「残留限度値」という。）が設けられ、残留限度値を超えるものは麻薬として規制されることとなりました。

事業者（Δ9-THC を含み得る製品等（以下「製品」という。）を取り扱う麻薬取扱者ではない事業者等をいう。以下同じ。）が、麻薬研究施設である検査機関（以下「検査機関」という。）に対して検査を依頼し、その結果、製品中の Δ9-THC が残留限度値を超えていることが判明した場合の対応について、下記のとおり事業者及び検査機関に対し指導するよう、御承知の上、適切な対応をお願いします。

記

1 対応の必要性

検査機関が試料の全部又は一部を検査した結果、残留限度値を超えた麻薬である蓋然性が高いと判明した場合、当該試料の譲渡受については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 24 条及び第 26 条に基づかないものであるため。

また、事業者においては、麻薬である蓋然性が高い製品を製造、所持等

していたこととなり、同法第 20 条、第 28 条等の規定にも違反している可能性があるため。

2 検査機関への指導内容

検査機関に対し、管轄の各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）（以下「麻薬取締部」という。）に検査した試料を提出するよう指導すること。

また、当該試料は麻薬及び向精神薬取締法に基づき譲渡受されたものではないため、再検査等のために使用すべきでないことを指導すること。

さらに、検査依頼者である事業者において麻薬である蓋然性が高い製品を所持等している可能性があることから、事業者の情報（名称、住所、連絡先等）、当該試料の情報（製品名、数量、製品区分、成分分析表、写真等）について、麻薬取締部へ情報提供するよう検査機関に対して指導すること（詳細は、添付様式のとおり。）。

3 事業者への指導内容

検査機関から検査結果について報告を受けた事業者から問合せがあった場合、速やかに当該製品の流通等を停止させるとともに、当該製品の在庫量、保管場所を管轄の麻薬取締部に報告し、提出するよう指導すること。

以 上

報告書

令和 年 月 日

地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

検査機関名

所在地

役 職

(電話)

氏 名

生 年 月 日

(歳)

以下物件について、検査の結果、麻薬である蓋然性が高いと判明したことから、所有権を放棄し、提出いたします。

提出物件				
番 号	製 品 名	数 量	製品区分	備 考

※物件の成分分析表、写真等は添付のとおり。

また、上記物件は以下の事業者から、検査依頼を受けましたので情報提供します。

依 賴 受 諾 日：

物件受領日：

事業者名：

事業者所在地：

事業者連絡先：

その他参考事項：

□事業者が、事業者の所在地を管轄する麻薬取締部へ連絡済みであることを把握している場合はチェックしてください。